路線名　東九州自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
宮崎市清武町大字今泉字穴ヶ迫甲二三七二番七から同市清武町大字今泉字穴ヶ迫甲二三七一番二まで	前	最大 二五三 最小 六六	一〇三
	後	最大 二五三 最小 七三	

○国土交通省告示第二百五十六号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十一日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間
九州縦貫自動車道	宮崎市清武町大字今泉字鶴田甲三一二一番一から同市清武町大字今泉字内平甲二二一五番二まで

供用開始の期日　平成二十五年三月二十二日　〇時

○国土交通省告示第二百五十七号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十一日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十一日　国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間
東九州自動車道	宮崎市清武町大字今泉字穴ヶ迫甲二三七二番七から同市清武町大字今泉字穴ヶ迫甲二三七一番二まで

供用開始の期日　平成二十五年三月二十二日　〇時

○東北地方整備局告示第七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十一日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間
百四号	青森県三戸郡南部町大字斗賀字沼田五番一から同町大字斗賀字上明戸四番六まで

供用開始の期日　平成二十五年三月二十一日

○東北地方整備局告示第七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十一日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
気仙沼市松崎高谷四三番一から同市唐桑町只越五番七まで	前	A 八・一〇～二七・〇〇	一〇・九〇〇	A及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 八・一〇～二七・〇〇 B 一三・七〇～三二・〇六	一〇・九〇〇 八・五〇〇	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第七十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十一日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
気仙沼市唐桑町舘九六番一から同市唐桑町竹の袖三七番四まで	前	A 一二・〇〇～七七・〇〇	二・七一〇	A及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 一二・〇〇～七七・〇〇 B 一三・七〇～一七四・〇〇	二・七一〇 二・五〇〇	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十一日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
大崎市鳴子温泉字新屋敷三番一から同市鳴子温泉字新屋敷一八番一二まで	前	二二・三八～三三・〇五	〇〇・〇七九
	後	一八・一八～三一・九五	〇〇・〇七九

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第七十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十一日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間
四十七号及び百八号	大崎市鳴子温泉字新屋敷三番一から同市鳴子温泉字新屋敷一八番一二まで

供用開始の期日　平成二十五年三月二十一日

○東北地方整備局告示第七十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年三月二十一日　東北地方整備局長　徳山日出男